

第 143 期定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保する体制

(計算書類)

株主資本等変動計算書
個別注記表

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

株式会社高知銀行

上記事項につきましては、法令および当行定款第 16 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第1回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2008年8月26日</p> <p>③新株予約権の数 25個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,500株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2008年8月27日から2038年8月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	1名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第2回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2009年8月27日</p> <p>③新株予約権の数 25個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,500株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2009年8月28日から2039年8月27日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第3回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2010年8月31日</p> <p>③新株予約権の数 30個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2010年9月1日から2040年8月31日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	1名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第4回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2011年8月25日</p> <p>③新株予約権の数 28個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,800株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2011年8月26日から2041年8月25日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第5回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2012年9月12日</p> <p>③新株予約権の数 41個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,100株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2012年9月13日から2042年9月12日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	1名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第6回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2013年12月26日</p> <p>③新株予約権の数 28個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,800株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2013年12月27日から2043年12月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第7回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2014年8月27日</p> <p>③新株予約権の数 35個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,500株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2014年8月28日から2044年8月27日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	2名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第8回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2015年8月26日</p> <p>③新株予約権の数 36個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,600株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2015年8月27日から2045年8月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第9回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2016年8月24日 ③新株予約権の数 65個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 6,500株 (新株予約権1個につき100株) ⑤新株予約権の行使期間 2016年8月25日から2046年8月24日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 2017年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

記載すべき事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

事業報告の「業務の適正を確保する体制」

I. 内部統制システム構築の基本方針

当行の取締役会において決議された内部統制システム構築の基本方針は次のとおりです。

1. 取締役および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
- ③ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各部店の部店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- ④ 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況および評価等についてコンプライアンス委員会および取締役会へ報告する。
- ⑤ コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
- ⑥ 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。
- ⑦ 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
- ⑨ 監査部は各部店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
- ⑩ 監査役は、取締役および職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言または勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
- ② 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存および管理する。
- ③ 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、

関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定めリスクを統合的に管理する。
- ② リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
- ③ 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
- ④ リスク管理プログラムならびに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
- ⑤ 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
- ⑥ 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
- ⑦ 地震の発生や感染症の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部および営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
- ② 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。
- ③ コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議した上で、取締役会に付議する。

5. 次に掲げる体制その他の当行および当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ① 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ② 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行ならびに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理する。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ② 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。

(4)子会社の取締役等および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
- ② 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。

6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。

7. 前号の職員の取締役からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ② 監査役の職務を補助する常勤者の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- ③ 監査役の職務を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。

8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

(1)当行の取締役および職員等が監査役に報告をするための体制

- ① 当行の取締役および職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
- ② 内部通報制度実施規程に「企業倫理ホットライン」を用いて役職員等（退職後1年以内の者を含む）が監査役に通報できる制度を定める。
- ③ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員等に周

知徹底する。

(2) 子会社の取締役・監査役および職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
- ② 内部通報制度実施規程に「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等（退職後1年以内の者を含む）が当行監査役に通報できる制度を定める。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
- ② 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
- ③ 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
- ④ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- ⑤ 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
- ⑥ 監査役および監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

- ① 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部店の部店長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。

- ② 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- ③ 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンス委員会を5回開催し、コンプライアンス態勢について主管部署から報告を受け、審議・検証しました。コンプライアンス・プログラムの実効性をより高めるために、評価項目等を見直して取組んでおり、進捗状況等については3カ月毎にコンプライアンス委員会で報告を受け、検証しております。半期毎に開催する部店長会議において、頭取および担当取締役からコンプライアンスに対する訓示を行うとともに、当行グループの職員等を対象としたコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス・マインドの向上に取り組んでおります。

また、監査部は各部店の監査において、コンプライアンスに対する取組みの適切性について監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性についても監査を実施しております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理および効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は原則として毎月1回開催（2022年度は17回開催）しており、付議基準に基づいた議案について、業務執行の状況等の監督や決議を行っております。また、議事録は事務局で速やかに作成し、所管部で保管しております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理に係る事項について報告を受けるとともに、審議・検証しております。また、リスクカテゴリーごとにリスク管理プログラムを期初に策定し、機能状況については四半期ごとにリスク管理委員会で検証し、取締役会へ報告しております。さらに、定期的なサイバーインシデントや巨大地震への対応訓練、防災・BCPに関する行内研修を実施しているほか、サイバーセキュリティについては、外部評価の実施や常時ネットワーク状況のモニタリングを行うなど体制の維持強化等にも取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症への防疫対策の徹底や、市中感染状況に応じた業務態勢の柔軟な見直しを行っております。

4. 当行グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

子会社の経営管理については、経営統括部が統括しており、各子会社の業績については毎月報告を受けるとともに、業務執行についても必要に応じて報告・協議を受けております。また、子会社のコンプライアンス・プログラムの策定には当行コンプライアンス統括部が関与するほか、プログラムの進捗状況についても3カ月毎に報告を受け、コンプライアンス委員会で審議しております。

5. 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査役会スタッフとして、専任者1名を配置しており、当該職員は監査役以外から指揮命令は受けない体制としております。監査役は、リスク管理委員会等の重要会議に出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。また、職務の執行に必要な費用については、担当部署で検証の上、処理しております。

6. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

反社会的勢力に関する情報について、新聞等の公知情報のほか、外部団体と連携して情報を入手しており、情報システムを活用して連結子会社間で共有の上、各種取引を行う際にチェックしております。また、新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。

第143期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	19,544	11,751	4,947	16,698	1,188	237	24,521	25,947
当期変動額								
新株の発行	3,400	3,400		3,400				
剰余金の配当					88		△ 531	△ 442
当期純利益							1,484	1,484
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							13	13
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	3,400	3,400	—	3,400	88	—	966	1,054
当期末残高	22,944	15,151	4,947	20,098	1,277	237	25,487	27,002

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△ 187	62,002	3,919	3,160	7,079	30	69,113
当期変動額							
新株の発行		6,800					6,800
剰余金の配当		△ 442					△ 442
当期純利益		1,484					1,484
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
土地再評価差額金の取崩		13					13
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△ 5,344	△ 13	△ 5,357		△ 5,357
当期変動額合計	△ 0	7,854	△ 5,344	△ 13	△ 5,357	—	2,496
当期末残高	△ 188	69,857	△ 1,424	3,146	1,721	30	71,609

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	39 年	～	50 年
その他	5 年	～	10 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 : 貸出条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 : 要注意先のうち、条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者

正常先 : 業績が良好で財務状況にも特段の問題がない債務者

- ① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、次のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,865百万円であります。
- ② 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- ③ 上記②以外の破綻懸念先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に予想損失率を乗じた額を貸倒引当金として計上しております。なお、予想損失率については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率と景気循環サイクル等を勘案した損失率を比較し、将来見込み等を考慮して算定しております。
- ④ 上記②以外の要管理先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ⑤ 正常先及び要注意先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒引当金の算定におけるグルーピング

上記の債務者区分に加えて、正常先は2区分（遠隔の特定地域の正常先のうち信用格付が低位の先（特定地域の正常先）、それ以外の正常先）、要注意先は3区分（経営改善計画等により債務者区分の判定を行っている債務者（計画要注意先）、遠隔の特定地域の要注意先（特定地域の要注意先）、それ以外の要注意先）にそれぞれグルーピングしております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

破綻懸念先及び要管理先は3年、要注意先のうち計画要注意先及び特定地域の要注意先は3年、それ以外の要注意先及び正常先は1年としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

当行の顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されており、顧客への役務提供時点等において当行の履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。

8. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は当事業年度の費用に計上しております。

9. 投資信託の解約・償還損益

投資信託の解約・償還損益は、銘柄ごとに集計し、益の場合は「有価証券利息配当金」、損の場合は「国債等債券償還損」にて計上しております。

10. 株式配当金

株式の配当金は、その支払を受けた日の属する事業年度に計上しております。

11. 外貨建その他有価証券の換算差額の処理

外貨建その他有価証券の換算差額は、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金	13,005百万円
-------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

「重要な会計方針 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおり、自己査定基準に則り全ての債権について資産査定を行い、債務者を信用リスクに応じて区分した上で、償却・引当基準に基づいて、債務者区分毎に貸倒引当金を計上しております。

当行では、債務者の実態的な財務内容、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画の妥当性等を総合的に勘案し、債務者区分を判定しております。

②主要な仮定

債務者区分の判定における主要な仮定は、個別債務者ごとの将来の業績見通しであります。将来の業績見通しは、キャッシュ・フロー見込、財政状態、収益性等の情報を基礎とし、特に、経営改善計画が作成されている債務者については、その実現可能性、進捗状況、財政状態の回復見込等を加味しております。

貸倒引当金の算定に使用する予想損失率は、過去の貸倒実績率と一定の関連性があるとの仮定に基づいております。また、遠隔地域の債務者に対する債権については、相対的に情報が劣後する結果、信用リスクが高くなると仮定し、予想損失率の算定を行っております。ただし、直近の貸倒実績等に鑑み、特定地域の正常先及び特定地域の要注意先を対象としております。

なお、当事業年度末においては、コロナ禍で抑制されていた需要の回復が見られる一方で、原材料価格や電気代等の価格高騰により、債務者の業績に対して一定の影響があると認識しております。しかし、政府や自治体の経済対策が打ち出されており、その影響は限定的で、与信費用の増加は多額とはならないとの仮定をおいて貸倒引当金を算定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績変化や、原材料価格の高騰等の影響が想定以上に深刻化した場合等、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2017年度より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は64百万円、株式数は62千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,927	百万円
危険債権額	24,487	百万円
要管理債権額	1,129	百万円
三月以上延滞債権額	56	百万円
貸出条件緩和債権額	1,073	百万円
小計額	31,545	百万円
正常債権額	743,244	百万円
合計額	774,789	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,873百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 96,483百万円

貸出金 9,797百万円

担保資産に対応する債務

預金 660百万円

借入金 62,000百万円

その他の負債 3,385百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券2,173百万円及び預け金18百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金5,000百万円及び保証金等1,161百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は175,794百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが173,318百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,048百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 13,378百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 856百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は14,980百万円であります。
9. 関係会社に対する金銭債権総額 2,581百万円
10. 関係会社に対する金銭債務総額 1,248百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	23	百万円
役務取引等に係る収益総額	9	百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	3	百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0	百万円
その他の取引に係る費用総額	371	百万円

2. 営業キャッシュ・フローの減少、店舗統廃合の意思決定及び継続的な地価の下落等により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
高知県内	営業店舗	建物	5

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また、遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	141	0	—	142	(注1) (注2)
合 計	141	0	—	142	

(注1) 自己株式における普通株式の当事業年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式 62 千株が含まれております。

(注2) 自己株式における普通株式の増加株式数 0 千株は、単元未満株式の買取 0 千株による増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、子会社等組合出資金はありません。

また、市場価格のない子会社・子法人等株式及び子会社等組合出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	1,133
関連法人等株式及び出資金	—

4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,312	6,020	4,291
	債券	41,540	40,864	675
	国債	4,346	4,063	283
	地方債	2,183	2,122	61
	社債	35,009	34,678	330
	その他	23,176	21,070	2,105
	外国債券	11,149	11,077	71
	小計	75,029	67,956	7,072
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,111	4,861	△749
	債券	155,918	159,295	△3,376
	国債	1,831	1,987	△155
	地方債	1,864	1,900	△35
	社債	152,222	155,408	△3,185
	その他	54,264	58,662	△4,398
	外国債券	33,550	34,537	△987
	小計	214,294	222,819	△8,524
合計		289,324	290,776	△1,451

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	852
組合出資金	494

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

当事業年度における、非上場株式についての減損処理額はありません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,817	565	△19
債券	7,817	75	△0
国債	7,288	73	△0
地方債	—	—	—
社債	528	1	—
その他	13,914	493	△312
外国債券	6,975	—	△300
合計	25,549	1,134	△332

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、303 百万円（うち、株式 33 百万円、外国債券 269 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として、銘柄ごとに以下のとおり定めております。

- ①時価が取得原価に対して 50%以上下落している場合
- ②時価が取得原価に対して 30%以上 50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の 信託	1,069	△11

2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	4,509	百万円
退職給付引当金	773	
その他有価証券評価差額金	433	
固定資産の減損損失	345	
有価証券評価損	234	
賞与引当金	113	
繰延資産	75	
その他	455	
繰延税金資産小計	6,942	
評価性引当額	△4,963	
繰延税金資産合計	1,979	
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△104	
繰延税金負債合計	△104	
繰延税金資産の純額	1,874	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 4,915 円 50 銭

1株当たりの当期純利益金額 127 円 64 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額の算定上、当事業年度における控除した当該自己株式の期末株式数及び期中平均株式数はそれぞれ62千株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式(優先株式)取得枠の設定並びに資本金及び資本準備金の減少)

当行は、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年6月27日開催予定の第143期定時株主総会に、自己株式(優先株式)取得枠の設定並びに資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議しました。

1. 自己株式(優先株式)取得枠の設定

(1) 自己株式(優先株式)取得枠を設定する理由

当行は、2009年12月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律(2004年法律第128号)に基づき、株式会社整理回収機構に対して、第1種優先株式(以下、「本優先株式」という。)15,000百万円を発行しております。本優先株式には、普通株式を対価とする取得条項(一斉取得条項)が付されており、2024年12月29日に一斉取得日が到来することとなります。そのため、当行は、本優先株式の普通株式への一斉転換に伴う普通株式の希薄化を回避すべく、本優先株式の償還による公的資金の早期完済を目指しております。

本優先株式の発行以降、地域の取引先への円滑な資金供給や地域に密着した金融サービスの提供など、地域経済の活性化のための金融仲介機能の一層の発揮、ならびに、そうした取り組みを通じて収益力の強化と財務健全性の向上に努めてまいりました。

この結果、当行単体の利益剰余金は2023年3月末時点で27,002百万円まで積み上がっており、償還に必要な額を確保しております。また、現時点において、公的資金を完済した場合の自己資本比率も8%程度の水準を確保できる見通しであることから、会社法第156条第1項及び同第160条第1項の規定に基づき、自己株式(優先株式)取得枠を設定することを付議するものです。

なお、本優先株式の実際の取得にあたっては、関係当局との協議を行ったうえで、当行の財務状況や株価及び経済動向等を総合的に判断して、適切に対応してまいります。

2. 資本金及び資本準備金の減少

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当行は、本優先株式の償還のために必要となる利益剰余金を確保しておりますが、本優先株式の償還後の純資産の部における構成を適切なものとし、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。なお、資本金の額の減少については、銀行法(1981年法律第59号)に基づく当局の認可及び2023年6月27日開催予定の第143期定時株主総会において可決されることが前提となります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額

資本金の額22,944百万円のうち7,500百万円を減少し、資本金の額を15,444百万円とします。なお、減少する資本金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

②減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額15,151百万円のうち7,500百万円を減少し、資本準備金の額を7,651百万円とします。なお、減少する資本準備金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

③資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、減少するそれぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,696	28,075	△ 187	64,127
当期変動額					
新株の発行	3,400	3,400			6,800
剰余金の配当			△ 442		△ 442
親会社株主に帰属する当期純利益			1,601		1,601
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩			13		13
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	3,400	3,400	1,172	△ 0	7,972
当期末残高	22,944	20,096	29,248	△ 188	72,100

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	3,994	3,160	6	7,161
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属する当期純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 5,368	△ 13	△ 136	△ 5,519
当期変動額合計	△ 5,368	△ 13	△ 136	△ 5,519
当期末残高	△ 1,374	3,146	△ 129	1,642

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	30	3,213	74,533
当期変動額			
新株の発行			6,800
剰余金の配当			△ 442
親会社株主に帰属する当期純利益			1,601
自己株式の取得			△ 0
土地再評価差額金の取崩			13
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	43	△ 5,475
当期変動額合計	-	43	2,496
当期末残高	30	3,256	77,030

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等4社

株式会社高銀ビジネス

オーシャンリース株式会社

株式会社高知カード

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

(2) 非連結の子会社及び子法人等2社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合2号

株式会社地域商社こうち

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法非適用の非連結子会社2社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合2号

株式会社地域商社こうち

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 負ののれんの償却に関する事項

20年間の定額法により償却を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	39 年 ～ 50 年
その他	5 年 ～ 10 年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先	： 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	： 破綻先と同等の状況にある債務者
破綻懸念先	： 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	： 貸出条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	： 要注意先のうち、条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者
正常先	： 業績が良好で財務状況にも特段の問題がない債務者

- ① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、次のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,865百万円であります。
- ② 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

- ③ 上記②以外の破綻懸念先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に予想損失率を乗じた額を貸倒引当金として計上しております。なお、予想損失率については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率と景気循環サイクル等を勘案した損失率を比較し、将来見込み等を考慮して算定しております。
- ④ 上記②以外の要管理先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ⑤ 正常先及び要注意先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒引当金の算定におけるグルーピング

上記の債務者区分に加えて、正常先は2区分（遠隔の特定地域の正常先のうち信用格付が低位の先（特定地域の正常先）、それ以外の正常先）、要注意先は3区分（経営改善計画等により債務者区分の判定を行っている債務者（計画要注意先）、遠隔の特定地域の要注意先（特定地域の要注意先）、それ以外の要注意先）にそれぞれグルーピングしております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

破綻懸念先及び要管理先は3年、要注意先のうち計画要注意先及び特定地域の要注意先は3年、それ以外の要注意先及び正常先は1年としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(7) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 収益及び費用の計上方法

当行グループの顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されており、顧客への役務提供時点等において当行グループの履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準（貸手側）については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は当連結会計年度の費用に計上しております。

(13) 投資信託の解約・償還損益

投資信託の解約・償還損益は、銘柄ごとに集計し、益の場合は「有価証券利息配当金」、損の場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損にて計上しております。

(14) 株式配当金

株式の配当金は、その支払を受けた日の属する連結会計年度に計上しております。

(15) 外貨建その他有価証券の換算差額の処理

外貨建その他有価証券の換算差額は、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 13,371百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、自己査定基準に則り全ての債権について資産査定を行い、債務者を信用リスクに応じて区分した上で、償却・引当基準に基づいて、債務者区分毎に貸倒引当金を計上しております。

当行では、債務者の実態的な財務内容、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画の妥当性等を総合的に勘案し、債務者区分を判定しております。

②主要な仮定

債務者区分の判定における主要な仮定は、個別債務者ごとの将来の業績見通しであります。将来の業績見通しは、キャッシュ・フロー見込、財政状態、収益性等の情報を基礎とし、特に、経営改善計画が作成されている債務者については、その実現可能性、進捗状況、財政状態の回復見込等を加味しております。

貸倒引当金の算定に使用する予想損失率は、過去の貸倒実績率と一定の関連性があるとの仮定に基づいております。また、遠隔地域の債務者に対する債権については、相対的に情報が劣化する結果、信用リスクが高くなると仮定し、予想損失率の算定を行っております。ただし、直近の貸倒実績等に鑑み、特定地域の正常先及び特定地域の要注意先を対象としております。

なお、当連結会計年度末においては、コロナ禍で抑制されていた需要の回復が見られる一方で、原材料価格や電気代等の価格高騰により、債務者の業績に対して一定の影響があると認識しております。しかし、政府や自治体の経済対策が打ち出されており、その影響は限定的で、与信費用の増加は多額とはならないとの仮定を置いて貸倒引当金を算定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績変化や、原材料価格の高騰等の影響が想定以上に深刻化した場合等、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2017年度より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は64百万円、株式数は62千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,217	百万円
危険債権額	24,727	百万円
要管理債権額	1,129	百万円
三月以上延滞債権額	56	百万円
貸出条件緩和債権額	1,073	百万円
小計額	32,074	百万円
正常債権額	753,279	百万円
合計額	785,354	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2,873 百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 96,483 百万円

貸出金 9,797 百万円

担保資産に対応する債務

預金 660 百万円

借入金 62,000 百万円

その他の負債 3,385 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 2,173 百万円、現金預け金 18 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金 5,000 百万円及び保証金等が 1,176 百万円含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 173,320 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 170,845 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,048百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 16,105百万円
 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 856百万円
 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は14,980百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益849百万円を含んでおります。
 2. 営業キャッシュ・フローの減少、店舗統廃合の意思決定及び継続的な地価の下落等により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
高知県内	営業店舗	建物	5
	事業用資産	その他	4
合計			9

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また、遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。また、連結子会社については各社を1つの資産グループとしております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,244	—	—	10,244	
第1種優先株式	7,500	—	—	7,500	
第2種優先株式	—	680	—	680	(注1)
合 計	17,744	680	—	18,424	
自己株式					
普通株式	141	0	—	142	(注2) (注3)
合 計	141	0	—	142	

(注1) 当連結会計年度増加株式数 680 千株は、第2種優先株式発行によるものです。

(注2) 自己株式における普通株式の当連結会計年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式 62 千株が含まれております。

(注3) 自己株式における普通株式の増加株式数 0 千株は、単元未満株式の買取 0 千株による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				30	
	合 計		—				30	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	152百万円 (注1)	15.00円	2022年 3月31日	2022年 6月29日
	第1種優先株式	113百万円	15.072円	2022年 3月31日	2022年 6月29日
2022年11月9日 取締役会	普通株式	101百万円 (注2)	10.00円	2022年 9月30日	2022年 12月2日
	第1種優先株式	75百万円	10.08円	2022年 9月30日	2022年 12月2日
合計		442百万円			

(注1) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2022年3月31日基準日：62千株）に対する配当金0百万円が含まれております。

(注2) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2022年9月30日基準日：62千株）に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	152百万円 (注)	利益剰余金	15.00円	2023年 3月31日	2023年 6月28日
	第1種優先株式	113百万円	利益剰余金	15.12円	2023年 3月31日	2023年 6月28日
	第2種優先株式	5百万円	利益剰余金	8.00円	2023年 3月31日	2023年 6月28日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2023年3月31日基準日：62千株）に対する配当金0百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金業務や預金業務を中心とした金融サービス業務を行うほか、債券等により有価証券運用を行っており、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

保有している主な金融負債は、顧客から調達する預金であり、これは金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」のほか、信用リスクに関する管理規程に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

営業店及び審査部門（融資統括部）において、個別債務者の財務分析、業界動向、資金使途、返済計画の評価を行うことで、個別債務者の管理をしております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するように努めております。さらに、自己査定等の状況については、監査部がチェックしております。

リスク管理部門（融資統括部）において、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、銀行全体の適切な与信ポートフォリオの構築を図るとともに、ストレス・テストを行っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

② 市場リスクの管理

リスク管理部門は、金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測するとともに、ストレス・テストを行って、金利・株式市場が大きく変動した場合に、自己資本に与える影響を試算しております。また、市場リスクを一定の範囲内に管理するため、ポジション枠、損失限度額、リスク・リミットのリスク限度枠を設定しており、リスク管理委員会等において、市場リスクのコントロールについて検討を行っております。

(i) 金利リスクの管理

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定及び金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクは、観測期間5年で計測した金利変動の1% タイル値・99% タイル値による金利ショックを与え計量化しております。

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などについて、BPV（ベシス・ポイント・バリュウ）、ギャップ分析、VaR（バリュウ・アット・リスク）などの計測手法を用いて計量化しております。

(ii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があり、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、市場リスクに関する管理規程に基づき、リスクを管理しております。資金運用部門である市場金融部は、予め取締役会において定められた取引種類ごとの運用限度額や保有基準等の範囲内で運用を行うことにより、価格変動リスクを管理しております。これらのモニタリング結果は、リスク管理部門を通じて、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、検討、分析を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、金利リスク、為替リスク、株式等の価格変動リスクなどを、統一的なリスク尺度として VaR を利用することにより管理しております。VaR の計測手法には分散共分散法を用いており、過去 1 年間のヒストリカル・データに基づき、保有期間は、債券 60 営業日、純投資株式 60 営業日、政策投資株式 240 営業日、投資信託 60 営業日、預貸金 120 営業日とし、信頼区間片側 99.0%によりリスク量を集計しております。これらの前提条件をもとに計測した、2023 年 3 月 31 日時点における、当行単体の VaR の値は 14,067 百万円です。VaR 計測モデルについては、定期的にバック・テストングを実施することにより、その有効性を分析しております。なお、分散共分散法による VaR は、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件等によって、大きく異なる値となるものであり、また、最大損失額の予測を意図するものではありません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、管理規程の整備を進めるとともに、取締役会において年度毎にリスク管理プログラムを定め、流動性リスクの顕在化を防止しております。また、流動性リスクの主管部である市場金融部では、資金繰りをする部門（フロント・オフィス）と事務処理及びリスク管理を担当する部門（バック・オフィス）を分離し、それぞれ管理ルールに則った業務運営を行っており、相互に牽制機能が働く体制をとるとともに、リスク統括部署（経営統括部）においてモニタリングを実施しております。

リスクの分析結果は定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1参照）。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	1,069	1,069	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	290,041	290,041	—
(3) 貸出金	755,161		
貸倒引当金(*1)	△12,875		
	742,286	740,497	△1,788
資産計	1,033,397	1,031,608	△1,788
(1) 預金	1,007,414	1,007,453	39
(2) 譲渡性預金	21,160	21,160	—
(3) 借入金	66,049	65,993	△56
負債計	1,094,624	1,094,607	△17

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1,250
組合出資金(*2)	771

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,069	—	1,069
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	6,178	4,048	—	10,227
社債	—	171,341	15,941	187,282
株式	15,090	—	—	15,090
その他	6,981	65,966	4,493	77,440
資産計	28,250	242,425	20,435	291,110

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	740,497	740,497
資産計	—	—	740,497	740,497
預金	—	1,007,453	—	1,007,453
譲渡性預金	—	21,160	—	21,160
借入金	—	65,993	—	65,993
負債計	—	1,094,607	—	1,094,607

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くこと等により、現在価値を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率、譲渡性預金はスワップ金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をスワップ金利及び同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.724% - 2.800%	0.933%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期損益に認識した評価損益

当連結会計年度 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*)	その他の包括利益に計上					
有価証券								
その他有価証券								
社債	16,831	8	△46	△851	—	—	15,941	—
その他	5,267	162	△129	△807	—	—	4,493	—

(*) 連結損益計算書に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続に従い、各取引部門が時価を算定・検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
割引率

割引率はスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で算定しております。

信用スプレッドは、格付別に過去の取引先の倒産実績をもとに算定した倒産確率を用いて算定しており、倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業	計		
預金・貸出業務	230	—	—	230	—	230
為替業務	526	—	—	526	—	526
証券関連業務	350	—	—	350	—	350
その他	512	—	310	823	—	823
顧客との契約から生じる収益	1,620	—	310	1,930	—	1,930
その他の収益	15,550	5,573	27	21,150	—	21,150
外部顧客に対する経常収益（注）	17,170	5,573	337	23,080	—	23,080

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っており、顧客との契約から生じる収益は主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されております。

① 預金・貸出業務

預金・貸出業務における主な収益は、口座振替手数料であり、振替の完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

② 為替業務

為替業務における主な収益は、振込手数料であり、振込の完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

③ 証券関連業務

証券業務における主な収益は、投信販売手数料及び投信取扱報酬手数料であり、投信販売手数料については、顧客へ販売完了時点において履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、投信取扱報酬手数料については、各投資信託の決算時等に当行グループの取扱いに係る信託財産の純資産総額が確定したとき等に収益を認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当行グループの契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りです。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	77
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	94
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	17
契約負債（期末残高）	17

連結会計年度末で、役務提供が完了している場合で対価を受領していないものを顧客との契約から生じた債権とし、役務提供が完了していない場合で、対価を受領しているものを契約負債とし、それぞれ連結貸借対照表のその他資産、その他負債に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 5,129 円 67 銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 139 円 29 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額及び1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額及び1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、当連結会計年度における控除した当該自己株式の期末株式数及び期中平均株式数はそれぞれ62千株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式(優先株式)取得枠の設定並びに資本金及び資本準備金の減少)

当行は、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年6月27日開催予定の第143期定時株主総会に、自己株式(優先株式)取得枠の設定並びに資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議しました。

1. 自己株式(優先株式)取得枠の設定

(1) 自己株式(優先株式)取得枠を設定する理由

当行は、2009年12月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律(2004年法律第128号)に基づき、株式会社整理回収機構に対して、第1種優先株式(以下、「本優先株式」という。)15,000百万円を発行しております。本優先株式には、普通株式を対価とする取得条項(一斉取得条項)が付されており、2024年12月29日に一斉取得日が到来することとなります。そのため、当行は、本優先株式の普通株式への一斉転換に伴う普通株式の希薄化を回避すべく、本優先株式の償還による公的資金の早期完済を目指しております。

本優先株式の発行以降、地域の取引先への円滑な資金供給や地域に密着した金融サービスの提供など、地域経済の活性化のための金融仲介機能の一層の発揮、ならびに、そうした取り組みを通じて収益力の強化と財務健全性の向上に努めてまいりました。

この結果、当行単体の利益剰余金は2023年3月末時点で27,002百万円まで積み上がっており、償還に必要な額を確保しております。また、現時点において、公的資金を完済した場合の自己資本比率も8%程度の水準を確保できる見通しであることから、会社法第156条第1項及び同第160条第1項の規定に基づき、自己株式(優先株式)取得枠を設定することを付議するものです。

なお、本優先株式の実際の取得にあたっては、関係当局との協議を行ったうえで、当行の財務状況や株価及び経済動向等を総合的に判断して、適切に対応してまいります。

2. 資本金及び資本準備金の減少

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当行は、本優先株式の償還のために必要となる利益剰余金を確保しておりますが、本優先株式の償還後の純資産の部における構成を適切なものとし、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。なお、資本金の額の減少については、銀行法(1981年法律第59号)に基づく当局の認可及び2023年6月27日開催予定の第143期定時株主総会において可決されることが前提となります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額

資本金の額22,944百万円のうち7,500百万円を減少し、資本金の額を15,444百万円とします。なお、減少する資本金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

②減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額15,151百万円のうち7,500百万円を減少し、資本準備金の額を7,651百万円とします。なお、減少する資本準備金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

③資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、減少するそれぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。